

点検推進指導員とは

消防用設備等点検済表示制度の信頼性の確保

適切な点検
の実施

点検実施率
の向上等

事務の内容

1

表示登録会員が協会に報告した業務内容の確認

2

表示登録会員の点検実施状況等の確認

(点検済証の貼付状況を含む。)

3

表示登録会員の資質の向上を図るための指導等

4

点検報告制度及び点検済表示制度の普及広報

5

その他点検報告制度及び点検済表示制度の適正化を図るために必要と認められる事項

心構えと責務



心構え

専門的な知識、技術の習得

職務の公益性を認識し任務を遂行

中立、公正な立場で誠実に職務を遂行

責務

確認事務等を誠実に遂行

秘密の保持・不正利用の禁止

身分証明書を携帯し、関係者に提示





防火対象物の関係者の皆様へ

消防用設備等点検済表示制度の普及促進のため、
(一財)愛知県消防設備安全協会の点検推進指導員が
各事業所を巡回しています!

防火対象物の関係者の皆様には、当該制度の趣旨を十分にご理解いただき、
制度の普及促進にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

消防用設備等点検済 表示制度について

消防法に基づく消防用設備等の適正な点検の実施を推進するため、点検事業者の責任を明確にし、防火対象物の関係者等による点検制度の確実な履行を促進することを目的とした制度です。
また、総務省消防庁の指導方針に基づき、都道府県の消防設備協会が点検事業者【表示登録会員】に点検済証(ラベル)を交付し、表示登録会員は点検を適正に行った証として消防用設備等の所定の位置にこのラベルを貼付します。

(一財)愛知県消防設備 安全協会について

昭和52年4月に愛知県及び名古屋市から出捐金を基本財産とする「(財)愛知県消防設備安全協会」として設立し、平成25年4月に「(一財)愛知県消防設備安全協会」へと移行しました。
主な事業として、消防用設備等点検済表示制度における表示登録会員の審査及び登録、当該制度の普及促進、各種講習の実施及び防火・防災セイフティマークの頒布等を行っています。

点検推進指導員について

- (一財)愛知県消防設備安全協会に所属し、当該制度の専門的な知識・技術を習得しています。
- 点検報告制度及び点検済表示制度の普及広報を行っています。
- 表示登録会員の点検実施状況(点検済証の貼付)等を確認しています。

表示登録会員について

(一財)愛知県消防設備安全協会が、適正に点検を行う意思・能力があり、高い技術力で業務を精密かつ円滑に進めることができると認めて登録された点検事業者で、当該業務等における事故等に対する損害賠償保険に加入しています。
表示登録会員は、点検を適正に行った証として、消防用設備等に点検済証(ラベル)を貼付することとされています。



(一財)愛知県消防設備安全協会表示登録会員



一般財団法人 愛知県消防設備安全協会

消防用設備等に点検済証
(ラベル)が貼られていますか?

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 TEL 052-962-0707 FAX 052-962-4325